

三池炭礦における囚人労働の役割

田中, 直樹
日本大学生産工学部

<https://doi.org/10.15017/13614>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 6, pp.1-17, 1976-03-15. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :

三池炭礦における囚人労働の役割

田 中 直 樹

I はじめに

他の産業史の研究分野と比較して、石炭礦業史のそれは遅々としている。さまざまな要因が指摘できようが、なによりもモノグラフの積み重ねの欠如を痛感する。たとえば、納屋制度の問題一つとして見ても、炭礦の機械化と直線的に結びつけてきたきらいがある。納屋制度の成立と崩壊は、産炭地域、あるいは個々の炭礦によってかなりの差異がみられ、その特徴を把握することは容易なことではない。それにもかかわらず、一、二の炭礦の事例研究によってそれが片付けられている。石炭礦業史研究の緊要の課題は、まず各々の事例研究であろう。

本稿は、拙稿「三池監獄囚徒使役の記録」(『辺境』二号、一九七〇年)を全面的に書き改めたものである。石炭礦業史の研究が稀薄な中で、三池のそれはかなりの論稿がある。囚人労働に関して後掲の諸論稿の蓄積があるが、次の観点で、他の人々と見解を異にしており、あえて旧稿を整理し三池炭礦の囚人労働について纏めた次第である。

明治三十年代の初頭、三池炭礦での囚人使役は激減をきたすが、従来その要因を採炭における機械導入に求めてきた。このような傾向を無視できないが、後述のように三池炭礦の坑内機械化は主要運搬坑道に限定されており、切羽のように採炭・運搬作業は大正末頃まで単純労働であった。それ故、石炭需要の増大にしたがって、囚人を合めて多くの労働力がこの部門に投入されたのである。この時期の

司法行政の変化が直接的に影響し、このことが囚人数の減少とその後における労務管理施策の変革を招来したと考える。

三池炭礦の採炭機構の確立と囚人数の減少は時期的に一致するが、その事由を採炭の機械化のみに求めることは誤りではなからうか。

なお、三池炭礦における機械化と労働問題については、別稿を用意しており、近々発表の予定である。

II 官営三池炭礦における囚人労働

幕末期、すでに通年採炭が一般化していた三池炭礦での労働力の主力は、もっぱら農閑期の季節的副業としての土着農民であった。他方、少数ではあるにしろ流出農漁民を主体とした專業坑夫が存在していたと指摘されているが、幕末・明治前期における專業坑夫の実態については、はなはだ不明な点が多い⁽¹⁾。農閑期を利用した農民の副業は、三池炭礦の官収後も継承されていくが、それだけでは増大する労働力需要をみたすことができず、ここに官営炭礦の特徴の一つである囚人労働が、炭礦労働の基軸として登場する⁽²⁾。

三池における囚人労働の端緒は、官収直後の明治六年七月で、稻荷村笹谷に三瀧監獄(拘禁場)が設置され、竜湖瀬坑から大牟田の港に至る運炭に約五〇名が使役された。これを契機に、明治八年四月、三池支庁は「行業大ヲ要スル為メ」を事由に懲役人使役を各県へ照会し、漸次囚人の増加をはかった。

「三瀧県ノ懲役人ヲ使役致シ居ルノ所大ニ便利ヲ覚ヘ且今般一層

盛大ニ行業ノ目途ニツキ差支之レナクハ懲役人派出相成度段四月五日付ヲ以テ大分白川小倉佐賀ノ四県並四月廿六日付ヲ以テ福岡県ヘ掛合タル所大分県ヨリハ未タ懲役ノ方法全備ニ至ラサル際ニ付県ヨリモ本省ヘ伺ノ上許可ヲ得ハ示談ノ通差出スヘク旨回答小倉県ヨリハ昨年来石炭或ハ石炭山稼致サセ置タル故方今ハ余分ノ人員之レナクニ付追テ増員ニ至ラハ差出スヘク旨回答佐賀県ヨリハ当今力役方法相立度使役中ニツキ追テ増員ノ上ハ差シ廻スヘク旨回答福岡県ヨリハ百五六十人差出苦シカラサル旨ノ回答アリ^⑥。

「八年四月役囚派出ノ義近傍各県ヘ掛合ニ及ヘル所爾後一二次往復ノ末其八月ニ至リ小倉県ヨリ看守人往返旅費及ヒ滞留日当其外共特別ニ要スル入費多ク得失不償ナルニ依リ派遣見合ノ報アリ福岡県ヨリハ其十月ニ至リ五拾名ノ囚人ヲ出セリ大分県ヨリハ其十一月使役方法取調中ニ付当分派出見合セノ通知アリ熊本県ヨリハ監舎建築費半額貸シ呉ルヘキ旨協議ニ付領諾致セシ所翌九年四月ニ至リ五拾人ノ役囚ヲ派出セリ九年五月現在ノ役囚ヲ調査スルニ三瀧県六拾名福岡県四十七人熊本県五拾名ナリキ然ルニ其六月ニ至リ三瀧県ノ役囚悉皆引揚タリ此更ニ使役方法改正ノ為メナリト聞ヘシ^④」。

明治八年十月、福岡県監獄三池懲役場は、平野村字三（散）田に囚人坑夫檻舎を設置し、坑外運炭及び長谷坑採炭に五〇名を就役させた。熊本県監獄三池出張所は九年四月、五〇名を大浦坑採炭に従事させ、その後、各県監獄囚徒も増加していった。すなわち、十三年六月長崎県監獄囚徒三〇〇名、同年十二月福岡県監獄囚徒三三一名、十四年六月熊本県監獄囚徒二〇〇余名となり、囚徒は次第に炭礦労働力の基幹を構成するに至る。

囚徒が本格的に炭礦労働力の重要な地位を占めるに至るのは、三池集治監の開庁後である。炭礦労働力の一翼を担っていた土着農民

層は、副業的な性格が色濃いため、季節的に片寄りすぎ、このため礦業発展の阻礙になっていた。

「（十年）十月 時方ニ秋穫ノ候ニ際シ土民ノ中坑業ヲ放棄シ去テ農業ニ従事スル者多ク加之生憎長崎県役囚數拾名一時ニ刑期滿テテ放免ニ遇ヒ俄ニ坑夫ノ減スルコト特リ大浦坑ニ於テノミ六拾有老名為メニ減少スルコト一晝夜平均塊炭凡壹万五千斤余又當時口之津ヨリハ送炭欠乏ノ急ヲ報スルコト數回頗ル坑夫ノ募集ニ困難セリ

十一月 前月以降大浦坑役夫減員夥多ナリト雖モ是ハ之レ当地方ノ慣習ニシテ例年農繁ノ期ニ際シテハ土民ヲ募集スルコト極メテ困難タリ之ヲ強マレハ賃料忽チ昂貴スルノミナラス到底招募スヘカラサルニ依リ遂ニ梅谷及ヒ竜湖瀨炭坑ノ坑夫ヲ大浦坑ニ転役セシメ以テ産炭ノ欠減ヲ弥縫シ辛クシテ口之津送炭ニ欠乏無キコトヲ得タリ

十二月 大浦坑其他各坑更ニ異状ナシ殊ニ當時既ニ農繁ノ期ヲ過キ土民等旧ニ復シ坑業ニ就キシヲ以テ稍坑夫充備為メニ産炭大ニ増加セリ^⑤」。

「近傍ノ農民ヲ役スルモ時々差支ヲ生シ近県ノ囚徒ヲ役スルノ弁利ナル」との事由により、内務・工部両省は、明治十五年八月七日、集治監建設を太政官に稟請した。

「工部省所轄福岡県下筑後国三池炭山ノ儀ハ明治六年官行以來大浦梅谷其外數坑ノ採炭ニ従事シ追々事業旺盛ニ赴キ候ニ付尚一層ノ擴張ヲ企図シ先年来七浦坑開整の末目下已ニ着炭相成候ニ付近々ヨリ採炭ニ着手可致筈ニテ差向夥多ノ坑夫ヲ要シ候然ルニ同炭山近傍ノ人民ハ農時閑隙ノ時ニ在ラサレハ坑業ニ服スル者無之周年ノ營業時々差支ヲ生ス數年前ヨリ近県ノ囚徒ヲ使役シ頗ル其便ヲ得候ヘトモ尚ホ集四方ノ困難少ナカラス況ヤ前陳七浦坑採炭繁劇ノ際ニ至テハ右坑夫募集方愈以テ大困難ニ及フノミナラス到底將來該業ノ目的

ヲ達スル能ハサルヲ以て彼は熟慮候処即今囚徒凡二千人数募集使役ノ外ニ術策無之依テ今般両省遂協議同炭山近傍ニ於テ一ノ集治監ヲ設置シ西国各県ニ管束スル懲役終身ノ者凡一千人ヲ集治シ坑業ニ使役致度尚旧刑十年以下ノ囚徒并ニ新法重輕懲役囚ヲモ外役發遣ノ例規ニ從ヒ一千人許使役候見込ニ有之候而シテ右ニ充ツル監獄其他附屬官舎等ハ工部省ニ於テ十五六兩年度營業費中ヨリ支弁建築シ内務省ニ於テハ無借料ニテ之レヲ使用シ爾後其修繕ヲ引受け候積リ又囚徒一切ノ費用ハ總テ工錢ヲ以テ弁償シ其他集治監官吏ノ俸給及ヒ庁費等ハ前頭各県ヘ下付スヘキ府県獄囚徒費ノ内ヲ以テ流用支弁致度此儀御許可ノ上ハ内務省於テハ囚徒管束上其宜ヲ得工部省ニ於テハ該炭山坑夫欠乏ノ憂ナク坑業ノ經營十分行届一挙兩得ノ方法ト確認議定候間右集治監設立ノ儀至急御裁可相成候様致度依テ經費流用書類相添此段相伺候也⁽⁶⁾。

この稟請は、同年九月十八日允裁され、十六年四月十四日三池集治監は開庁、五月五日より同集治監囚を採炭に使役した⁽⁷⁾。

『福岡日日新聞』（明治十七年八月八日付）は、その頃の囚徒の模様を次のように伝えている。

○筑後三池町よりの通信に当郡七浦坑ハ四十間餘の深坑にて空氣の流通宜からざるより、今度風車を設け蒸氣を以て運轉せしめ新鮮の空氣を坑内へ流通せしむる由此風車は己に落成せり。三池集治監ハ今般仮留監を附設せられたるより九州連合各県より徒刑男囚を送附され日々に増員となり目今拘禁の囚徒ハ五百四十人餘あり其内四百五十人ハ凡て七浦坑に使役し餘ハ監内に於て竹工、藁工、炊夫等に使役せらる同監ハ新築にして清潔法の十分届く故にや病囚至つて少く目下十八九名病監に在て療養中なり同監に於てハ去月中旬入監以來獄則を謹守し使役に勉勵する者二十餘名に賞表を

与へたり。福岡県監獄支署は三百人餘の囚徒にて矢張七浦坑に使役せらる同署ハ目下病囚二十三四名あり。佐賀県三池懲役場ハ囚徒三百人許りにて是も同じく七浦坑に使役せられり同署の病囚ハ現に三十六七人あり尤も該署監房の構造、柵内の凹地に在る故か長崎県の節よりも病囚多し。

ともかく、三池集治監の開庁にともなつて、同集治監囚は明治十六年末四四二名、十七年末六六〇名、二十一年末には一四六三名へと増加、主に七浦坑の採炭・運搬に従事した。それに従来からの福岡県監獄三池懲役場、熊本県監獄三池出張所、佐賀県監獄三池懲役場の各囚徒を合計すると、二十一年末には炭礦労働者の約七割にも達した。官営三池炭礦は主に極東への石炭輸出によつて、高島炭礦と利益を二分するが「莫大な利益は、基本的には囚人労働を基盤とするその労働力の低コスト体制⁽⁸⁾」にあった。

苛酷な条件の下で採炭・運搬労働に従事させられた囚徒は、ときとして暴動をおこし、坑内からの苦役を免れんとした。明治十六年九月のそれは典型的な事例として特に有名である。

○官報第七三号（明治十六年九月二十四日）

昨午後六時三十分頃大浦釜内油小屋ヨリ失火石炭ニ延焼シ即死或ハ半死半生の者多数アリ釜内ハ煙ノタメ今ニ分ラズ原因ハ熊本県囚徒ノ暴発ノ由ナリ（以上一昨二十二日三池電信分局發電報）又工部省ヘノ電報ニ依レハ同夜七時半頃熊本県囚徒坑内ニテ下掛ニ暴行ヲナシ夫ヨリ機械胴巻縦ノ柱ニ油ヲ注キ火ヲ放チシ迄ハ見届ケシモノアレトモ其ノ後坑内水車通ヨリ三ツ山迄ノ間ハ一面ノ煙トナリ近ツク能ハサレハ火本ノ模様更ニ分ラズ今専ラ空氣ノ流通ヲ致シ煙ヲ抜クコトニ尽力中ナリ下掛ハ何モ辛ク遁出タリ煙ニ巻カレ死ニ墜トシテ遁出シモノ良民坑夫四拾名是ハ追々快復ス監守式名ハ九死一生ノ

様子ナリ又引出シタル死人ハ式名其ノ外烟ノ中ニ在リテ死生分ラサルモノ良民式拾五名長崎県囚徒名福岡県監守式名囚徒拾八名熊本県監守名囚徒六拾三名ナリ但シ囚徒ハ名モ遁ケタル様子ナシ尚模様分リ次第報知スヘシトアリタリ

○官報第七四号（明治十六年九月二十五日）

福岡県下三池礦山大浦坑内火災ノ景況ハ其ノ後陸統報告アリ即本月廿二日午後八時三十分工部省へ着ノ電報ニハ「煙追々薄ラク方ナリ然レトモ火元ニハ未近ツク能ハス今類ニ空気が流通シ煙ヲ抜クコトニ尽力中ナリ今朝電信報道ノ後煙ノ中ヨリ探出セシ者良民患者五名、同死者五名、福岡囚徒患者五名、同死者六名、熊本囚徒患者二十名、同死者一名ナリ」トアリ同廿三日午前十一時同省へ着ノ電報ニハ「火元確ニ見届ケタリ石炭柱五本燃居ル因テ消防手配シタルトモ及ハス坑内尚良民囚徒ヲ合セテ四拾式名生死明ナラサル者アリ然レトモ最早救護ノ見込ナキコトヲ各県典獄及警察官ト熟議ノ上今ヨリ密閉ニ掛ル」トアリ又同日柳川警察署長ヨリ内務省警保局へノ電報ニハ「礦山局大浦礦ニ出張シ取調ヘシニ坑内ノ良民囚徒合計三百名ノ内囚徒四十二名良民十九名瓦斯毒ニ悩ミ療治中ナリ使役馬二十六頭ノ内十三頭死ス余ハ曳出シタリ福岡、長崎、熊本、三県ノ監守押丁四名ハ救護ノタメ瓦斯毒ニ中リ治療中死者一名アリ其ノ他坑内ノ良民囚徒死生分ラサルモノ五十八名アリ火未消エス放火ノ原因未分ラズ囚徒逃走ノ憂ナシトアリ同日午後同署長ヨリノ電報ニハ「坑内ニ在ル良民囚徒四十二名死生分ラズ火気益々甚シク救護スルニ途ナク止ムヲ得ス坑口ヲ密閉シタリ坑内ヨリ曳上ケタル良民囚徒ノ瓦斯毒ニ中リタルハ残ラス全快ノ容躰」トアリ又昨廿四日午前十時五十分三池ヨリ工部省へノ電報ニハ「大浦坑内ハ昨日午后六時二密閉セリ其ノ節死人良民囚徒ニテ十四人アリ尚坑内ニ残り死生分ラサルモノ四

十二人」トアリタリ。

払い下げ直前の、明治二十年度（第一六次）の『三池鉱山年報』は、同炭礦の景況をつぎのように報告している。

「三池鉱山ニ於ケル二十年年度ノ概況ハ業運追々進歩ノ状ヲ加ヘ産炭総額ハ三十二万七千三百七十七噸ニシテ収入ノ金額ハ五十七万九千九百四十七錢ナリ、而シテ營業費ノ総額三十四万三千九百十五円八十一錢ヲ控除スレハ二十三万五千三百六十六錢ノ潤益ナリ、又海外輸出ハ石炭二十一万九千四百六十三噸、焦煤四百一十一噸ニシテ之ヲ前年度ニ比較スレバ本年度ノ超過スルコト石炭三万五千七百七十一噸、焦煤四百一十一噸アリ」。

明治二十年代の初頭において、三池炭礦は煤田面積、出炭量ともに群を抜いて巨大な炭礦に成長していた⁽⁹⁾。

註

(1) この点については、隅谷三喜男『日本石炭産業分析』第一章、八八頁以下を参照せよ。この頃の坑夫がどういう職歴を辿ったか、対象が限定されるが、『職長入社履歴書番号』を参照せよ。

(2) 官営三池・幌内両炭山の囚徒労働については、前掲書のほか、橋本哲哉「三池鉱山と囚徒労働」（『社会経済史学』第三二卷第四号）、重松一義『三池集治監小史』、水野五郎「北海道における石炭鉱業の発達」（『社会経済史学』第二九卷第六号）、田中修「資本主義確立期北海道における労働形態」（『北海学園大学』『経済論集』第三号）を参照せよ。官営高島炭礦の囚徒使役については、村串仁三郎「明治中期高島炭坑における納屋制度の構造——明治中期高島炭坑の労働管理近代過程の分析（中）——」（『商経論集』第七号）（法政大学短期大学商経学会）が疑問視しているが、私も同感である。なお、官営工場・鉱山の囚徒労働とは系譜を異にする民営のそれについては、秀村選三「明治前・中期福岡県の炭坑

における囚人労働—監獄派出所・出張所・監獄支署について—

九州大学『経済学研究』(第三七卷第一〜六合併号)がある。

(3)、(4) 『三池鉱山年報』(自明治六年創始至明治十一年六月)。

(5) 『三池鉱山年報』(自明治十一年七月至明治十七年六月)。

(6) 内閣記録局『法規分類大全』(第一編 治罪門三)

二五四頁

(7) 内務省直轄としての集治監は、明治十二年四月東京、宮城の両

集治監、十四年八月樺戸集治監、十五年六月空知集治監、十六年

三月三池集治監、十八年九月釧路集治監が設置された。また、

「北海道集治監ニ発遣スヘキ囚人ヲ一時拘禁スル」目的で、十七

年七月、兵庫および東京、宮城、三池の三集治監に仮留監が附設

された。

集治監に入るべき囚徒並に其費用の区分は布告第十七号(明治十

四年三月八日)により次の通り定められた。

第一条 集治監ニ入ルヘキ囚徒ハ刑期終身ノ者及ヒ国事犯刑期五

年以上ノ者トス其費用府県獄ニ拘留中ノ費用并ニ集治監ニ押送ノ

費用トモハ国庫ヨリ支給スヘシ

第二条 府県獄ニ入ルヘキ囚徒ニシテ集治監ニ在ル者ノ費用ハ其

刑ヲ宣告セシ地方税ヲ以テ支弁スヘシ

なお、三池集治監は囚徒用草鞋代支払方に付、十六年五月八日内

務省へ伺を出して同十月十三日、囚徒に草鞋一日二足を給

することの許可を得ている。

内務省伺 十六年六月日 關

囚徒用草鞋代支払方ノ儀ニ付三池集治監典獄ヨリ別紙ノ通り伺出

候処右ハ専ラ整炭ニ従事シ常ニ鉱内湿地石塊ノ場所ニ於テ労働セ

シムルヲ以テ實際無餘儀儀ニ付特別ノ訳ヲ以テ許可致度此段相伺

候条至急仰御裁可候也

指令 十六年十月十三日

上申ノ趣聞届候事

三池集治監典獄ヨリ内務省へ伺 十六年五月八日

囚徒諸雑費ノ儀ハ成規ニ拠リ一囚一日一錢二厘ヲ以テ一切仕賄候旨

ニテ日用草鞋代ヲモ右ニテ弁スヘキハ勿論ニ候処該品ノ儀東京市街

ニ於テ販売スルモノハ二日及至三日ヲ保持候ニ付取賄方差支之無候

ヘ共当地方ノ売品ハ頗ル麤末ニシテ且坑内石塊出水ノ場所ノミ使役

候ニ付テハ必スシモ二足ヲ要セサルヘカラス就テハ何分雜費額内ニ

テ取賄兼候間草鞋一足分ハ該額ヨリ弁シ一足分ハ右額外ニ支払矢張

雜費ニ編入致度尤右ノ如ク取計候共雇工錢ヨリ仕賄方聊カ差支無之

候条御許可相成度此段相伺候也

内務省ヨリ第一局へ回答 十六年六月二十一日

三池集治監伺囚徒穿用ノ草鞋代仕払方ノ儀本月九日付ヲ以内務卿ヨ

リ大臣へ稟議相成候処該件ハ当省限りノ処分ニ止メ差支ナキニアラ

スヤノ旨増井御用掛へ御伝言ノ趣了承致候右ハ小事件ニハ候へ共成

規外ニ渉ルヲ以テ不得止稟議相成候間此旨御承知至急御裁可相成候

様御取計有之度候也

追テ当省限りノ処分ニ止メ度見込ヲ以テ一応検査院へ及協議候処

其筋へ稟議可然旨回答ノ趣モ有之旁本文ノ通り取計申候此段為念申

添候也

内務省ヨリ内閣書記官へ照会 十六年九月二十八日

囚徒穿用草鞋代仕払方ノ儀ニ付三池集治監典獄神原富文ヨリ伺出ノ

旨趣当省限り難及指令ニ付本年六月九日附ヲ以テ内務卿ヨリ稟議書

面差出置候処爾後御指揮無之ニ付八月二十五日付ヲ以テ当官ヨリ貴

官御中へ向ケ及御催促候ヘトモ未タ何等御沙汰無之右ハ炭湿石塊ノ

場所ニ使役候儀ニ付日々ノ需要不少小旁石仕払ノ儀速ニ指令不致候テ

ハ差支候事情有之候間何分至急御裁決有之様御取計相成度尚又此段

及御照会候也

第一局議案 十六年十月十四日

別紙内務省上申囚徒用草鞋代支払方ノ件ハ三池集治監ノ申牒ニシテ

該地方ノ儀右売品頗ル麤末ニシテ且坑内石塊出水ノ場所ノミ使役候

ニ付テハ必ス二足ヲ要スルヲ以テ何分定則ノ雜費額内ニテハ取賄兼候ニ付一足分ハ右額外ニ支払ヒ矢張雜費ニ編入致度旨ナリ案スルニ該監囚徒ノ儀ハ炭坑ニ従事シ石塊出水ノ場所ヲ馳驅スル儀ナレハ二足ノ草鞋ヲ要シ随テ成規ノ額内ニテ仕賄兼ヌルトノ趣ハ無餘儀相聞且右額外ニ支払フ一足分モ雇工錢ヨリ仕賄方無差支趣ナレハ上申ノ趣御聽許相成可然歟左案ヲ具シ仰高裁候也

参照

監獄則

第七十条 在監人日用ノ雜費^給補綴又ハ炊用ノ薪炭ハ一人一日金一錢二厘以下トス。(前掲書、二五二—三五頁)。

(8) 隅谷、前掲書二六一頁。

三池炭礦の諸経費については各年次の『三池鉱山年報』を参照せよ。労働力の基盤を異にする民営炭礦、とりわけ高島炭礦における坑夫処遇は有名であるが、明治十三、四年頃、後藤(高島)炭礦の工部省(推定——筆者)への稟請は興味深い。

「一 凡ソ坑夫ナル者ハ不良無頼ノ徒多ク尋常ノ人質トハ大イニ殊異スル所アリ故ニ之ヲ使用スルヤ多少の抑圧拘束ヲ用イサレハ十分ノ働キヲサシムルコト能ワス因テ其使役ノ方法ニ付特別ノ權利ヲ炭坑營業者エ与ヘラレ度事

一 坑夫ノ坑内ニ於テ吸烟シ保安燈ヲ自儘ニ開キ又之レヲ損シ些少ノ不平ニ依ツテ徒党ヲ組ミ器械ヲ損害シ且ツ坑内通氣道門監ノ其職務ヲ怠ル等炭坑及ヒ其營業人ノ安危ニ関シ且ツ事業ノ防害トナルヘキ所業ヲナスヲ嚴禁シ若シ之ニ違背スル者アルトキハ別ニ嚴重ナル刑罪ニ処スヘキノ法律ヲ設ケラレ得タ炭舎構内ニアル物品ヲ携去セシ等ノ事ハ通例ヨリ重ク処分セラレ度事」(『雜件』) 自明治十三年(十五年)。

(9) いわゆる高島炭礦事件の実情視察のため同炭礦を訪れた『郵便報知新聞』記者の加藤政之助は、三池にも足を延し、明治二十一年十月二十一日付の紙上で、官営末期の三池炭礦の景況を次のように描写している。

「同炭坑は七浦宮ノ浦大浦二坑より成立ち一日の出炭高平均千噸前後にして同坑に使役する坑夫は総數二千二百人あり内二千人は集治權熊本福岡の囚人にて尋常の坑夫は僅に二百人以内過ぎず其労働時間は他の炭坑同様昼夜十二時間交代なれども囚徒は総て檻獄則に抛りて使役し尋常の坑夫は採炭高に依て賃錢を支給するものなり(其大要は既に高島礦山の炭坑の報告中に記したれば之を略す)

此炭坑は是迄政府に属し充分の資金を投じたるを以て坑内の鉄道、石炭捲上げの蒸氣機械、空氣の送入機械等総て可なりに整頓し高島炭坑に比し優る所あるも劣る所なきが如し但し此炭坑は孰れも海道を距ること遠く近きも數町遠きは十數町なるを以て坑口よりは昼夜とも間断なく數十輛の鐵道馬車にて石炭を運送し居れり余は吉原技師の案内にて各坑内を實見したるが石炭採掘の模様等一も高島炭坑に異ることなし唯だ余の最も恐ろしく感じたるは目下掘鑿中の勝立坑なり同坑は其炭層地下四百尺の所にあり去十八年豎坑の開鑿に着手し爾來今日に至るまで間断なく其工事をなし居れども今日までに掘鑿し得たる処は地下二百七十六尺に過ぎず其成功までには尚ほ一年有余の時日を要すべしとのことなり此炭坑掘鑿に右の如く永き年月を要する所以は此豎坑の周囲より水の湧出すること甚だ多きに依る現に各々三十馬力前後の水揚蒸氣罐十台を据へ漸くにして汲揚げ得るほどにて其水量は一分時間二百五十立方尺の割合なり余は吉原技師と共に衣服を着換へ雨具を纏ふて同坑に下り工事の模様を實見したるが其昇降は坑底より土砂を引揚ぐる器即ち大綱の端に束り附けたる函の縁に両足を乗せ手にて豎く其綱に縋り徐々上下するなり始め此函に足を踏み掛け次第々々に上より其綱を繰下るや日光は一尺は一尺よりも暗く數十尺に及べば坑内は暗黒となり同行の案内者が手に携へたるラムプの明滅光を放つあるのみ坑の周囲より湧出づる水は驟雨の如く深く入るに随て数条の滝をなしビシャ／＼と衣服を撲つ下ること愈々深きに及ぶや坑内に備へある蒸氣唧筒の音はストン／＼と巖に響きて耳に喧しく地上にて繰下ぐる綱の拍

子に依りて踏台なる函は時々坑の左右前後に触れ足を踏外さんとすること其の幾回なるを知らず此時若し誤つて手緩み足外れることあらば身は数百尺の坑底に陥りて微塵となること勿論なり故に余ハ愈々堅く綱に縋りて坑の前半まで降りることを得たり此処には十八尺の横坑あり蒸氣唧筒四台を掘へあり吉原技師余を誘ふて之を實見せしめたるが此横坑に移るの際も僅に其坑に架せる横木に拠りて攀ち登ることなれば木にても綱にても寄り縋るべき物なきやと微かなるランプの光を便りに諸方を見廻ししながら辛うじて此横坑に入れり坑内は汽罐の熱にて其暑きこと百度以上に騰り殆んど焦熱地獄の思ひあり此諸機械を見りて再び函に乘移り前の如く明滅たるランプの光にて函の周囲の岩に触るゝを防ぎつゝ勇氣を鼓して又坑底に下れり坑底には中半と同様四台の蒸氣唧筒掘付けあり三段仕掛にて水を汲揚れども滝なす水は溜りて尺余に及び坑夫等は其中に在りて岩石を堀鑿し居たり此に至て余は頗る力を得て大胆となり吉原技師と共に此坑底を見廻りて一日間の堀鑿何尺に達するやを問ひしに平均四五寸の間に在りと聞けり夫より復綱に縋り函の縁に足を踏み占めて地上に合図をなしジリ／＼と引揚げ貰ひたり此時と雖も尚ほ汽罐は破裂することなきや吊下げたる綱は断るゝことなきや踏台なる函は激に周囲の岩石に触れて覆へることなきや等の恐れは余の心中を往來して半ば地獄に陥りたるの思ひありき其中余等の踏台なる函は尺一尺と地上に近づき太陽の光線は余等の眼を射始め辛うじて無事地上に出で安堵の思ひを為すことを得たり同坑の実況を見分せばやと時々内外人の礦山局に赴き案内を請ふ者ある由よしなれども此豎坑に至りては其凄まじき有様に恐れ入るもの少しと云へり」。

尚、この頃の概況については、吉原政道「三池鉱山一覽表」(『日本鉱業会誌』第三九号)を参照せよ。

III 三井三池炭礦における囚人労働

— 明治二十二〜同三十一年 —

周知のように明治二十一年八月、官営三池炭礦は三井組へ払い下げられるが、三井へ経営が移行した段階で最も憂慮された問題の一つは、安定した労働力の確保であり、その意味で囚人労働使役の継続は炭礦経営の上で重要な課題であった。

「三池ニ於ケル囚徒ノ存在ハ緊要欠グベカラサルモノトサレ三池炭礦揺籃時代ノ大キナ原動力トナツテイタ世間カラ坑内労働者ヲ『坑内下リ』ト云フテ頭カラ毛嫌ヒシタ明治初期中期時代ニアツテ鉦夫ヲ一般良民カラ求ムルコトハ非常ナ難事デアッタ官営ナレバコソ囚徒モ自由ニ使役スルコトガ出来タデアラウ一度民営ニ移ツテカラハ果シテソレガ許サレルヤ否ヤコノ事ハ一ニカカツテ三池炭礦ノ盛衰ヲ左右シ得ル大問題デアッタ(1)」。

このため、三井組はさつそく囚徒使役の許可を願ひ出た。

「囚徒御出役之義ニ付願

三池集治監囚徒之義は従来専ら三池礦山に御使役相成居候処今般該礦山私へ御松下相成候に付ては将来事業上一層鉦夫の多数を要する義に有之然るに該鉦夫を良民に募集するは頗る困難の場合不尠好し募集し得るも到底囚徒を以て坑夫に充つるの便益には若かさる義と奉存候に付官坑の節の通り囚徒を借用仕度候間何卒該集治監は其儘御据置被下度且将来は一層事業拡張の見込にて追々御増員も被成下候様仕度候此段偏に奉懇願也

明治二十一年九月十二日

佐々木八郎代理 西邑希四郎

内務大臣伯爵 山県有朋殿(2)

これに対し同年十日四日次の回答を得た。

「願の趣聞置く」

但将来官の都合に依りては該監移転等のことも可有之又囚徒増員は三池集治監典獄に稟議す可き義と心得へし」。

引続き、佐々木八郎代人団琢磨は、同年十二月二十六日、熊本、福岡両県知事宛へ県監獄囚徒の継続使用を願ひ出、それぞれ翌二十二年一月十日と二月二十三日に許可を得た⁽⁵⁾。

二十二年一月一日現在の囚徒の員数は、福岡県三池監獄四六〇名、熊本県監獄三池出張所二二一名、三池集治監一四六三名、合計二、四四名であった。

明治二十二～三十年代初頭迄の各監囚徒数の推移を略記すれば次のとおりである。

○福岡県三池監獄

「官営より引続き宮浦坑採炭に就役した同県囚徒は明治二十二年十一月十日付を以て曩きに県知事指令に基き十一月二十日限り停役す可き旨通達を受く然るに右は十一月限り使役の認可を得たるものは同月末日迄使役致度旨申出たるも囚徒の出役を停止するに付ては県会の議決もあり尚引揚諸準備等のため月末迄使役せしめ難きに付本月二十五日限り停役す可き旨更に同県より通達あり依て右日限通り停役し全部引揚たのである⁽⁴⁾」。

○熊本県監獄三池出張所

「明治二十二年一月官営より引続き以来同県囚徒二百余名は大浦坑採炭に就役し全年八月七日宮浦坑に転役す爾来逐次増員し三百名内外となり二十八年九月監房其他増築成るに及び四百余名となり二十九年十一月には五百余名となる然るに同月宮浦坑内は疏水上の都合に依り採掘切羽を減少するの止むなきに至り坑内使役の囚徒を三

百五十名に制限し此外管製造に三十名大工仕事に式拾名合計五十名を坑外に使用する事とし之れ以上の増員を見合せることになった。

同出張所在役囚徒皇太后陛下御崩御に依り明治三十年一月三十一日特赦放免囚五拾余名出獄した。

明治三十二年九月監獄則改正に依り出役囚徒に制限を加え規約通り常に四百名以上出役不可能となり三百五十余名に減した。

斯くて七浦坑内採炭切羽追日減少し三十五年九月中には略掘尽す見込みを以て客年十一月県知事指令三池出張所囚徒引揚の件に基き全年七月二十二日付を以て熊本県監獄より右引揚期日を本年十月十日と相定めたる旨通達あり依て同日限り停役し全部本監に引揚げた⁽⁵⁾」。

○三池集治監

同監囚徒は、明治二十二年一月官営より引続き専ら七浦坑採炭に就役し、二十七年末の囚徒は一一三八名であった。二十八年四月、勝立坑の採炭が開始されるや「七浦坑採炭囚徒中ノ行状善良者ヲ選抜シ且ツ七浦勝立間当社運炭用汽車ニテ往復護送スル事ニヨッテ承認ヲ得同年九月八日限り本坑ノ良民坑夫ヲ大浦坑ニ移シ翌九日ヨリ七浦坑就役囚ヨリ二百名ヲ選抜シ出役ヲ始メ翌廿九年五、六月ニ涉リ更ニ百三十名ヲ増員シ⁽⁶⁾」更に「廿九年度ニ於テ囚徒三百乃至四百名ヲ拘禁シ得ヘキ獄舎其他附属物設置に要スル経費予算ノ認可ヲ得同年五月工事ヲ始メ同九月竣工十月一日諸般の準備ヲ整ヘ翌二日四百余名ヲ該出張所(集治監勝立出張所)ニ移シ本格的ニ勝立坑へ出役ヲ始メ戒護動作並役業上大ニ便益ヲ得ルニ至ッタ⁽⁷⁾」。「二十九年末ニ於ケル一日平均出役囚ハ七浦勝立両坑ヲ通シ一千百三十六名デ最大一千二百二十七名最小一千二十八名ヲ算シ之レ実ニ集治監ノ最盛期ヲ示スモノデアッタ⁽⁸⁾」。その後、三十一年三月、

第十条 坑内ニ於テ囚徒取締ノ都合ニ抛リ他ニ通スル坑道ヘ鉄欄ヲ設クルカ又ハ人民ノ混入ヲ遮断シ其他戒護ニ必要ト見認ル場合ハ協議ニ応シ炭坑舎ハ速カニ相当処分スルモノトス

第十一条 本書中若シ更正増補ヲナストキハ双方互ニ協議ヲ要ス此規約書ニ通テ製シ調印ノ上互ニ確守スルノ証トシテ双方各別ニ藏置スルモノ也

明治廿二年三月

熊本県典獄

前田素志

佐々木八郎代人

団 琢磨

(一) 採炭受渡規約

第一条 熊本県囚徒に於テ採掘スル石炭ハ其坑口ニ於テ監獄官吏及ヒ炭礦事務所員立会ノ上此規約ニ拠リ量目ノ過不足塊炭中粉炭ノ混交塊粉炭中悪石ノ混交ヲ檢シ受渡ヲ為スモノトス

第二条 塊粉炭共壹函ノ定量ハ英九百三十三斤トス

第三条 塊炭中粉炭ノ混入ヲ檢査スルニハ曲尺一寸角ノ篩ヲ以テ篩ヒ分ケ其目ニ止マリタル部分ヲ塊トシ止マサル部分ヲ粉トス

第四条 塊粉炭中混交ノ悪石ハ之ヲ扣除シ塊炭中粉炭ノ混交ハ其塊粉炭各現量ニ対シ相当ノ賃錢受払スルモノトス

第五条 炭函中白灰付鑄付雜物混入ハ其函ニ限り賃錢ノ受払為ササルモノトス

但切羽ノ立込ミ又ハ連絡等ノ為メ採掘シタルモノハ此限ニアラス

第六条 檢査ハ総テ炭礦事務所員ノ随意ニ任セ檢査ヲ施サル炭函アルトキハ粉炭悪石ノ混交量目ノ不足ナキモノト認定ス

第七条 此規約ハ明治廿六年十二月十七日夜役ヨリ実施ス

右規約改正施行ニ付テハ相方連印之上交換ス

明治廿六年十二月十五日

熊本県典獄

三井三池炭礦事務所事務長

小池浩輔

団 琢磨

(二) 採炭器具ニ関スル規約

第一条 熊本県囚徒ノ採炭役ニ要スル諸器具ハ三井三池炭礦事務所ノ負担トス

第二条 前条器具ノ内鶴嘴、鍬、雁爪、火皿ノ修繕ニ要スル鍛冶夫ハ熊本県監獄署三池出張所ヨリ囚徒ノ内ヲ出役セシムヘシ

第三条 熊本県監獄署三池出張所ヨリ出役セシムル囚徒鍛冶夫一日ノ定員ハ横座夫貳人、向打式人、鶴嘴柄削夫壹人トシ其工錢左ノ等級ニ依リ放免囚ノ分ハ其時々余ハ前月分翌月八日以内三井三池炭礦事務所ヨリ熊本県監獄署三池出張所ニ納付スヘシ

横座夫 一等拾錢 二等八錢

向打夫 鶴嘴柄削夫 一等八錢 二等六錢

第四条 採炭夫器具ノ毀損紛失ハ獄則ニ依リ囚徒ヲ処分スルモ外損害ノ弁償ヲ要セス

第五条 本規約ハ明治二十七年六月十六日ヨリ実施ス

第六条 本規約施行細目ハ熊本県監獄署三池出張所ト三井三池炭礦事務所宮浦探礦科トノ共議ニ依ルヘシ

第七条 本規約書ハ二通ヲ作り双方署名捺印シテ各一通ヲ所持ス

明治二十七年六月

熊本県監獄署典獄

小池浩輔

三井三池炭礦事務所

事務長 団琢磨代理 主事 林英吉

以上いずれも『熊本県監獄契約書』(自明治式拾貳年)。

この外、『監獄契約』(明治三十五年)、『三池刑務所契約書類』(自明治廿七年)を参照せよ。

(4)、(5) 『三池刑務所沿革』其ノ一。

明治二十三年四月〜七月の期間、採炭制限の必要上、囚徒を大牟田川船渠開鑿工事に転役させた。但し晴天の日のみで雨天の日は従来どおり採炭に就役させた。

各坑使役延人員調 (老ヶ月間使役延人員)

職名別	年度別			明治	2 2 年	2 5 年 1 2 月	3 0 年 1 2 月	3 5 年 1 2 月	4 0 年 1 1 月	4 5 年 1 2 月
	坑 別	浦	坑	大	七	勝	宮	宮	萬	田
採運炭夫	大	13,200	10,187	12,338	12,534	10,946	6,863			
	七	15,503	9,094	4,935	(7,418)	4,158	7,925			
	勝	—	—	5,544	8,186	13,594	11,042			
	宮	(8,410) 4,016	(4,448) 4,933	(3,702)	(6,924)	(9,542)	(5,269)			
支柱夫	宮	212	524	952	1,231	509	827			
	萬	607	1,620	1,910	(2,178)	566	2,115			
	田	—	—	236	317	1,000	1,079			
	坑	338	361	629	1,350	1,129	1,685			
坑内運搬夫	大	2,716	1,905	—	2,840	1,620	1,735			
	七	3,774	2,694	3,737	(4,484)	935	4,896			
	勝	—	—	3,704	3,680	4,270	4,714			
	宮	(399) 2,158	(952) 1,151	(1,175)	(4,486)	994	(4,345)	(4,214)		
坑外運搬夫	大	—	—	—	1,231	1,030	1,043			
	七	—	—	—	557	728	823			
	勝	34	34	643	643	983	732			
	宮	—	—	—	600	602	632			
坑内雑夫	大	4,211	5,644	10,127	5,915	4,902	3,006			
	七	7,632	6,072	9,027	(4,238)	3,654	7,194			
	勝	—	—	5,200	4,524	4,783	6,916			
	宮	(600) 3,152	(900) 4,637	(5,006)	(6,757)	4,696	(7,102)	(9,308)		
撰炭夫	大	—	—	—	297	219	—			
	七	—	—	—	1,504	2,246	1,917			
	勝	—	—	—	345	1,660	1,453			
	宮	—	—	—	1,197	1,294	1,716			
運転手	大	177	131	146	120	284	—			
	七	1,497	1,346	4,126	2,473	787	1,218			
	勝	—	—	916	982	1,022	1,791			
	宮	699	675	1,059	1,734	2,585	2,409			
火夫	大	60	50	148	240	—	—			
	七	985	2,157	9,120	3,305	587	762			
	勝	—	—	2,019	719	641	392			
	宮	228	279	2,495	1,260	930	136			
坑外雑夫	大	449	116	—	631	882	941			
	七	60	—	—	1,920	745	473			
	勝	—	—	—	920	917	1,025			
	宮	62	62	62	708	827	1,382			
諸職工	大	254	599	516	952	931	622			
	七	861	1,319	1,168	(1,121)	2,724	479			
	勝	—	—	474	1,368	641	2,225			
	宮	180	192	522	(1,108)	1,707	2,348			
坑内請負夫	大	—	—	—	—	—	—			
	七	—	—	—	—	—	—			
	勝	—	—	—	—	—	—			
	宮	—	—	—	—	—	—			
坑外請負夫	大	—	—	—	—	—	—			
	七	—	—	—	—	—	—			
	勝	—	—	—	—	—	—			
	宮	—	—	—	—	—	—			
水車夫	大	306(水車夫)	521(水車夫)	—	—	—	—			
	七	274(疏水夫)	—	—	—	—	—			
	勝	—	—	—	—	—	—			
	宮	(309)(疏水夫)	(31)(疏水夫)	(174)(疏水夫)	—	—	—			
各坑別計	大	21,595	19,677	24,227	26,944	21,487	15,814			
	七	31,193	24,364	34,023	(19,439)	17,636	29,942			
	勝	—	—	18,093	22,397	33,438	32,426			
	宮	(9,799) 10,833	(6,331) 12,290	(10,177) 10,059	(19,275)	30,459	(25,343)	(20,331)		
各坑総計				(9,799) 63,621	(6,331) 56,331	(10,177) 86,402	(38,714) 116,220	(25,343) 156,617	(20,331) 242,944	
均使役人員 一日平均	大	720	820	808	898	741	510			
	七	4,155	975	1,118	(648)	588	998			
	勝	—	—	603	747	1,153	1,046			
	宮	(327) 361	(253) 492	(377) 373	—	1,015	(678)	1,894		
各坑計				(327) 2,236	(253) 2,287	(377) 2,902	(1,336) 3,919	(905) 5,412	(678) 7,942	

備考 (1) () は囚徒を示す
 (2) 大浦坑、宮浦坑、七浦坑の明治22年はそれぞれ9、12、11月分を示す。35年の宮原坑は11月分。
 (3) 計算が合致しない箇所があるが原資料のままとした。
 出典 『三池鋳業所沿革史』第3巻、採鋳課3、925頁。

明治二十二年～廿八年中における熊本県囚徒採炭使役の景況は次のとおりである。

年 度	採炭夫人員		採 炭 噸 数		採 炭 賃 錢		日 雇 夫 人 員		日 雇 夫 賃 錢	
	人	噸	噸	円	円	人	円	人	円	
廿二年八月ヨリ十二月迄五ヶ月分	35,802	32,695	248	3,866	483	8,516	5	551	736	
廿三年中	65,789	75,202	156	8,182	081	21,100	8	1,452	612	
廿四年中	57,974	77,304	636	8,494	154	24,132	2	1,867	320	
廿五年中	55,454	76,559	244	8,225	817	20,741	6	1,625	666	
廿六年中	55,359	78,173	435	6,400	122	24,707	8	1,871	208	
廿七年中	54,352	80,658	026	6,497	409	36,882	2	2,867	708	
廿八年中	51,007	109,270	186	7,802	386	34,500	7	2,455	808	
合 計	375,737	5,298,629	931	49,468	452	170,581	8	12,692	058	

なお、『明治廿九年 熊本県監獄統計書』によれば、同年中の採炭に従事する者は三五五（囚人三四一、別房留置人一四）人で、採炭夫一人当平均工錢は一〇錢七厘であり他の在監人作業工錢よりきわめて高い。

(6)、(7)、(8) 前掲『沿革史』一七三三、一七三四―五、一七三五頁。なお、『明治廿九年三池集治監統計表』によれば同年十二月末現在で採炭に従事する囚徒は、二五四名である。

(9)、(10) 前掲『沿革史』一七三七、一七二二頁。

明治二十七年十二月、三池炭礦社事務長島田純一は、熊本県監獄三池出張所の第二次監房其他増築の件に付、社長への申請の中で「将来鉱業上及経済上ノ得失ニ付テ調査シテミルト囚徒増員ノ方ガ何レモ得策ナル事」、「二十七年一月ヨリ九月迄九ヶ月間實際支払ヒタル採炭賃其他増賃ヲ統計シ良民ト比較スルト年計五千元以上ノ差額アル見込ナル事」と述べている。

IV 監獄行政の変化と囚人の減少

明治三十年代初頭における監獄行政の変化は、結果的に三池炭礦における囚人の激減を招来した。この外的要因によって、同炭礦は採・運炭部門における坑夫の質的变化を余儀なくされる。

明治三十一年一月、英照皇太后崩御による減刑令、大赦令で、三池では約三八〇名の出獄者を見た。「会社トシテハ一時ニ多数ノ出獄者ヲ見ルコトニヨツテ出炭ノ激減ガ非常ニ憂慮サレ(1)」、「之等ノ者ノ引受人トナツテ保護ヲ加ヘ生業ヲ得ルノ途ヲ開キ良民ニ復帰サセル目的ノ下(2)」に「三池保護会」を設立し、恩恵に浴した出獄者三七二名全員を雇入れた。

先に述べた如く、熊本県監獄署三池出張所は二十九年、囚徒数を五〇〇余名に増加したが、同年末、疏水上の都合、採掘切羽の減少を理由に三五〇名、此外坑外作業五〇名に制限した。三十年一月、

特赦放免囚五〇余名出獄、さらに三十二年監獄則改正に依り減員、三十五年十月次の事由によって七浦坑内採炭業から全員本監へ引揚げた。

「当所在監人採炭工場切羽追日減少シ本年(三十五)九月中ニハ掘尽シ候見込ニ付御社ニ於テモ御同見ニ候得ハ来ル十月上旬引揚ノ準備致度候間右引揚ニ関シ差支ノ有無御回答相煩度命ニ依リ此段及御照会候也

熊本監獄署三池出張所長

明治三十五年七月十六日書記兼看守長 紫垣善蔵

三井鉱山合名会社三池炭礦事務所

事務長 山田直矢 殿

「監収集七三三四号ノ一

客年十一月県知事指令第五一号三池出張所囚徒引揚之件右引上期日ハ本年十月十日ト相定候条御承知相成度此段申進候也

明治三十五年七月二十二日

熊本県典獄 坪井直彦

三井三池炭礦事務所長

山田直矢 殿 (3)。

三池集治監においては、同監囚徒は宮原坑と勝立坑へ就役していたが、三十二年以降、囚徒の北海道移送の続出、看守不足を理由に勝立出張所の廃止と勝立坑出役の中止の意向が伝えられた。

明治三十三年四月二十日、山田直矢、団琢磨は、社長および益田孝理事へ「集治監囚徒減員に関する件」の内状を提出しその苦境を訴えた。

「拝啓仕候陳は本日突然三池集治監典獄より内務大臣の訓令に依

り至急囚徒二百名を北海道へ移す可き旨通達有之大に相驚き早速出頭典獄え委細伺合候処同監に於ても昨日午後突然訓令に接せられ候趣に有之而して目下当炭礦出役囚人数は宮原勝立両坑にて毎日凡壹千人位にして其内先山後山のみを平均せは一人一日約式噸半位の出炭に当り彼は五百噸位にも相成候得共其他棹取日雇等の雜役夫に使用致候者を合せ平均致候得は一人一日約壹噸の出炭に相当り則ち式百人にては少くも一日約式百噸位の減炭を来すは免れざる次第に有之然るに近来各地運炭益頻繁にて必至増炭尽力中の折柄此減炭は実以て容易ならざる次第に有之殊に昨年も多人数北海道へ移され今又如此多人数を移され候ては事業上の困難誠に以て申様も無之次第に御座候尤も北海道より百三十名ばかり当地へ移され候苦に候得共採炭業に未熟なるは申迄も無之本年中也放免相成候者の由に付採炭夫補欠としては有名無実の姿に可有之候就ては典獄に對し目下出炭不足勝にて困難の折柄斯く減員相成候ては差向約定口送炭に非常大困難を来すは勿論其結果来年度売炭約定にも大影響を及し当方に困難無此上事情悉一申述何とか救済の方法相付貴度色々懇談致候得共何分典獄に於ては主務大臣の訓令ありたる以上は之れに對し抗弁する事は勿論出来不申今更致方無之候得共当方困難の事情は至極尤の次第にて悉一承知したるに付至急相補欠致貰ひ候様申立尚可成は其上増員相成候様員申可致との事に有之特に一昨三十一年三月締結の囚徒使役約定第二項も其精神は人員の増減変更は双方の協議に依るとの事に可有之に付今後如此突然の取計は無之様申立つ可しとの事に御座候就ては今更六ヶ敷事には可有之候得共何分前陳の次第にて營業上実以て大困難を感じ候義に付き当局えは勿論其他山泉総理大浦警視總監等は当方の事情も御承知の事と存候間事情御懇願被成下候上此訓令取消費候様御尽力の程幾重にも御願申上候早々頓首(4)」。

更に同年五月、「三十三年五月三池集治監ハ看守不足シ内部整理相付カストノ事由デ勝立出張所ヲ至急引揚ケ同時ニ勝立坑出役ノ廃シ囚徒ハ総テ宮原坑へ取纏メル様請求ガアツタ然ルニ斯ノ請求ノ通りニスレハ一般囚徒減退ニ際シ勝立坑ハ忽チ坑夫皆無トナルノミナラス従来囚徒使役ノ方針ニテ設備セル計画ハ大ニ齟齬ヲ来タシ事業上影響スル所亦大ナルヲ以テ⁽⁵⁾」福岡県囚徒を再び使役のため三池分監設置の願書を提出した。この間の事情については次の内状によつて窺うことができる。

「明治三十三年五月二日 雨天

三池炭礦 阿部唯吉

四 理事殿

採炭囚徒に関する件

拜啓仕候陳は先般御来山の節御承知被下候事情にて集治監看守不足内部整理不相付との事にて勝立分監を至急引揚げ同時に勝立出役を廃し同監囚徒は惣て宮原へ取纏め申度旨請求有之就ては宮原切羽の都合及出炭増加に伴ふ坑内運炭及捲揚等に及ほす影響並に坑外運炭等の事は宮原主任及運輸主任に於て夫々調査中に御座候尤も七浦の方は現在の儘熊本監獄囚徒使役の筈に候得共勝立の方は集治監請求の通にすれば忽ち坑夫皆無と相成候に付昨日監督署への用務を兼出福知事え面会予て内談致置候同県囚徒を採炭業に使役の事懇談致候処此程監獄局山上義雄氏来県に付相談相成候由の処内務省に於ては囚徒を採炭業に使役する事は檢束上・面白現に北海道炭礦に於ては非常の不結果を顕し候実例も有之旁不取締に付反対の意見なる由併し是逆絶対的に不可との事にも無御座趣に有之候尚知事は来る十日御慶事の爲め六日出発上京の筈にて其節本省とも十分打合せ十五日頃帰県するに付其上直に決定可致との事に御座候右に付先年勝立

分監設置の節集治監典獄より本省へ上申相成たる意見書及先般菊地医師より差出したる意見に対する反駁意見書等参考と爲るべき書類は出発前取揃え知事え差出す事に談合致置候得共前陳の通り本省は反対意見を有せられ殊に監獄局は今度司法省へ移され候訳にも有之旁種々議論も起るべく存候間知事及本省當爲者え可然御運動の上都合能く御運び被下様御尽力被成下度御願申上候右差急得貴意申度如此御座候 早々頓首⁽⁶⁾」（傍点筆者）。

内務省、司法省の消極的な態度にもかかわらず、三井鉱山は三池からの懇願を斟酌して同年五月十五日、「福岡監獄分監設置願」を県知事宛提出した。

「当会社に於て稼行罷在候御管下筑後国三池炭山は曩に官業の際御確定相成候御方針を遵奉し之れに使役する坑夫は主として囚徒を用ゆる事と爲し乃ち該炭山大蔵省より御払下を受け候以来引続き三池集治監の囚徒を使役し尚ほ其後熊本監獄の囚徒をも使役し殊に去る廿九年中三池集治監に於て同炭山勝立坑附近に分監を設置せられる爾來採炭囚徒使役上大に便宜を得候処近年に至り三池集治監囚徒追々減員相成其結果勝立分監の囚徒悉皆遠からず本監に御引揚げ可相成御詮議有之候趣同典獄より御内達を蒙り当会社に於て従来囚徒使役の方針にて設備致候計画大に齟齬を来し候に就ては右勝立分監も不用に属し可申と存候間此際貴県監獄囚徒中採炭業に従事せしむる目的を以て三池炭山附近に監獄分監至急御設置相成度此段奉願候也⁽⁷⁾」。

同年六月二日、阿部唯吉は本店岡本主事宛の「福岡県囚徒使役折衝経過に付き内状」で、福岡県は囚徒採炭作業に関して六〇〇乃至七〇〇名出役の意向であること、福岡県囚徒は惣員一六〇〇名位で其内五〇〇名内外が坑夫の由故、採炭の経験もあるため大いに有益

であること、囚徒使役の折衝経過については至極好都合に進行して
いる旨を報告している。なお、六月末、三井鉱山は同分監設置が認
可されれば明治三十三年度の分監設置に伴う該経費、三十四年度以
降は看守四五名を特置する分の経費を毎年寄附する旨を福岡県事
へ申し入れた。

しかしながら、八月十五日付の福岡県知事からの通知は「三池集
治監拘禁囚は之れを減少せず且つ同監勝立出役場は依然据置かれ本
県出役場設置の義は許可不相成旨其筋より由来候条本願書は却下す
⑧」との内容であった。

この時点で、三池炭礦は採炭夫をどう確保するか苦境に立たされ、
良民坑夫獲得のため積極的な施策が展開されていく。

その後、山田事務長・阿部主事は、福岡県監獄囚徒の代替として
台湾囚徒の採炭夫使役を本店へ上申したが、九月一日付の団理事よ
り山田事務長宛の書状は次の内容であった。

「前略、出炭減少の爲め困難切迫嗚かし御苦心の事と奉察候炭況
稍々回復の場合に際し利益を収め得るの場合に至り返て大損害を憂
慮せざる可らざるに至りたるは如何にも遺憾の次第に御座候此際坑
夫募集の如きも旧慣のみを頼みとするは到底得策に有之間敷何とか
新工風を爲し局面を改め大に憤発せらるへからざるの義と被爲存候
右等に付御相談旁宮本平九郎氏を御地に差向け候間篤と御協議被下
度候愚生は明後日より一寸剣山硫黄山に出張一週間にて帰京可仕候
委細は宮本より可申上先は右御通知旁如斯に御座候也⑨」（傍点筆
者）。

更に九月四日付の本店主事岡本貫一より山田事務長、阿部主事宛
の書信は次の如くであった。

「拜啓陳者台湾囚徒採炭使役の儀に付電信及書状を以て申越の趣

委細承知仕候早速理事と熟談仕候得共囚徒使役の事に付ては先頃中
より司法当局者の意見反対の爲め不結果を來し到底囚徒は頼むに足
らざるに付爾後大に良民坑夫募集の事申述候折柄にも有之殊に理事
の意見にては台湾囚徒は未だ採炭業に従事したる事なく且言語不通
の爲事情貫徹せず採炭を苦役と思料し意外の危険を來し候事なしと
も凶り難く兎に角様子の分からざる囚徒而かも人情性行の異なる無
頼漢を多数一時に引受け勝立全坑の事業に従はしむるは坑内事業取
締上大に危険の次第に付当方より責任を帯び分監設置を請願し六百
人の囚徒を入坑せしむるは不得策に付当然当方より進んで運動せさ
る方然る可しとの意見にて此趣旨は坑夫使役上将来の方針として評
議決定相成候⁽¹⁰⁾」。

福岡県監獄分監設置の不許可、その代替としての台湾囚徒計画の
中止を契機に、三池炭礦は囚徒主力から良民坑夫主力へと積極的な
転換を図る。明治三十三年九月十九日付の山田直矢事務長の本店岡
本主事宛の書信は、このような事情の下に示された具体策であった。

「陳者 採炭夫募集ノ困難ナル事一ニ賃錢ニ可有之トノ御意見一
応最ニ存候得共増賃ノ事ハ一回実行スレバ再ビ減賃センコト非常ニ
六ヶ敷彼ノ筑豊地方ニ於ケルガ如ク炭況宜シキ場合ニハ小炭坑モ統
々採掘ヲ始メ之ガ爲メ採炭夫ノ欠乏ヲ來シタル結果ハ遂ニ賃錢ヲ増
加スルノ不得止次第ニ相成候モ一朝炭況平常ニ復スルトキハ小炭坑
ハ続々休業シテ採炭夫有リ余ル様相成候テモ今更減賃ノ事ハ容易ニ
行ハレザル実例モ有之候当礦ハ常ニ是迄筑豊地方トノ關係モ甚ダ薄
ク坑夫募集ノ如キハ其方法次第ニテハ全ク独立ノ位置ニ有之候事ニ
候得バ何処迄モ此好位置ヲ利用シテ可成丈筑豊地方トノ關係ヲ生ゼ
ザル様致度即チ過般來専ラ肥後地方ヲ募集ノ根拠地トシテ農民ヲ募
集致シツツ有之次第ニ御座候

而シテ募集ノ方針ハ募集者ヲシテ当地方ニ土着永住セシメントスルモノニシテ右ニ対シテハ郡長、村長等ノ助力ヲ求メ早晚成功ヲ期シツツ有之候次第ニ御座候

是迄募集致来リ候モノノ内土百姓ニシテ世ニ慣レザルモノハ足ヲ止メ候得共少シク世慣レタル者ハ皆逃走ヲ企テ甚シキニ至リテハ今夕来リテ明朝ハ既ニ逃走シタルモノモ多々有之到底募集ノ目的ヲ達スル能ハザル次第ニ付世慣レザルモノノ外ハ断然募集セザル事ニ致申候就テハ賃錢ノ如キモ此際特ニ増加スル必要モ認メザル次第ニ御座候尤モ賃錢ヲ増加シテ世間ニ呼声ヲ高メツツ筑豊地方ヨリモ応募者続々来ルコトモ可有之乎ト存候共一朝炭況不振ニ際シテ其処置ニ困ル様ノコトハ生ジ間敷ヤ一時ノ急ニ応ゼントシテ却テ将来ニ害ヲ残ス様ノ事ハ世間ニ往々実例有之候事ニテ心配ニ堪エザル次第ニ御座候且ツ大浦ノ採炭夫ノ如キハ現今ノ賃錢ニ甘ンジテ十分ニ出役致居候次第ニ付当礦ニテハ可成丈此実例ニ基キ土百姓ヲ募集シテ土着採炭夫ヲ作ル方針ヲ取ル方得策ト存候只々筑豊地方ヨリ時々坑夫ヲ盗ミニ来ル者有之候ニ付之ガ警戒ハ一日モ難怠随テ一方ニハ採炭夫ノ足ヲ止ムル為メニ奨励法等ヲ設ケテ彼等ノ収入ヲ増加スル必要有之是ハ年来実行致来リ候ノミナラズ時々必要ニ応ジテ変更致居候(11)。

註

(1)、(2) 前掲『沿革史』二七七四、一七六七頁。

尚、「三池炭礦誌」(高野江基太郎『筑豊炭礦誌』所収)によれば、三池保護会規則は次のとおりである。

第一条 本会は三池集治監及び熊本監獄三池出張所の出獄者にして改悛の情顯著なりと認むるものに保護を加へ生業を得るの途を紹介して行状の端正を奨励し良民に復帰せしむるを以て目的とす但本会の都合に依り各府県出獄人を保護することあるべし△第二条 本会は

発起人を以て会員とし会員は保護者の地位に立ち保護を与え且つ相當の寄附金を醸出するの義務あるものとす△第三条 名望家にして特に本会の趣旨を贊助するものは会友とす△第四条 会友にして特に本会に裨益を与ふるものは名誉会友とす△第五条 本会に左の役員を置き事務を分担す但正副会長幹事庶務会計委員の任期は満二ヶ年とす一會長一人(会務を総理す)一副會長一人(會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す)一幹事若干人(正副會長の指揮を受け担当事務に従事す)一庶務委員若干人(正副會長若しくは幹事の指揮を受け庶務に従事す)一会計委員若干人(正副會長若しくは幹事の指揮監督を受け金銭の出納其他会計事務に従事す)一現場取締若干人(正副會長若しくは幹事の指揮監督を受け被保護者直接の取締に従事す)△第六条 本会には相談役若干名を置き重要な会務は其意見を需むるものとす △第七条 正副會長及幹事は会員の互撰とし庶務会計委員は會長之れを囑托す△第八条 正副會長幹事庶務会計は名誉職とす但庶務会計委員には場合に依り報酬を与ふることあるべし△第九条 現場取締は有給とし會長之を撰任するものとす△第十条 本会の資金は会員の寄附金慈善者の義捐金其他の補助金より成立するものとす△第十一条 毎年一度會員總會を開き会務の成績及び金品収支の報告を為すものとす△第十二条 出獄人にして本会の保護を受けんとするものは予め其旨を申込むべし△第十三条 新入の被保護者に対しては本会の規則及被保護者の遵守すべき事項將來の心得方等を懇篤示し誓約書を徴し置くべし△第十四条 被保護者を傭入れんとするものあるときは本会は其傭主と労働時間及び賃金を約定して之れを許すべし△第十五条 被保護者を引受けんと請ふものあるときは本会は其事情を取糺し不都合なしと認むるときは之れを許すものとす△第十六条 被保護者にして給養す可き親族あるか若しくは職業の都合により一家を持し生業を営まん」と請ふものあるときは之れを許すことある可し△第十七条 前条の場合にして資本なきものは本会の見込に依り幾分を貸与し其稼ぎ賃錢の内より扣除し

て返却せしめ皆済の上は本人の所有に帰せしむるものとす△第十八条 本会は被保護者の所持金及食費其他の雜費を扣除したる貯銭残額を本人名義にて銀行若しくは貯金管理所に預け入れ利殖の方法を講じ将来生業の資金となさしむべし但通帳は本会之れを管理するものとす△第十九条 被保護者にして遵守すべき事項に違背し説諭を受くるも之れに服せず又は本会の信用を害する所業を為すものは保護を解くものとす。

また、同書によれば、貝島太助経営の第二大辻香月炭礦（遠賀郡香月村）にも免囚凡そ七〇人が炭礦労働に従事している。

(5) 『熊本監獄 往復』（自二十二年至三十六年）。

(4) 『三池刑務所沿革』其ノ二。

(5) 前掲『沿革史』一七三〇頁。

(6) 『三池刑務所沿革』其ノ一。

次で同年五月五日、阿部唯吉主事は団理事へ次の内容の内状を提出している。

「拜啓仕候陳は集治監勝立分監引揚向監囚徒は惣て宮原え引纏めの件及其補充として福岡県囚徒使役の事同県知事え内談の模様等過る二日付を以て申進置候間御入手被下候御事と奉存上候集治監に於ては類りに勝立分監引揚の事取急かれ尚同監の意向は勝立えは宮浦良民坑夫を移し熊本県囚徒を宮浦え移して呉れとの希望に候得共何分如此事を軽忽に取計候事も出来不申殊に紫垣熊本県監獄出張所長は集治監の便宜の爲め熊本県囚徒を再び宮原え移す事は至て不納得の様子にて若し愈之れを宮原え移すとすれば送気の方法其他坑内の設備多少改善致貫はされは六ヶ敷かる可し扨と被申居要するに熊本の方は囚徒使役上の方針多少相変り居る模様にて囚人の数も追々減少致居り旁差向処現状維持致度との事にて至て底気味悪敷口振りに有之尚昨日集治監典獄に面会当方困難の事情より福岡県囚徒使役目論見の事等打明し兎に角今暫く猶予致貫度旨懇談致置候將又過日福岡県知事え内願致置候件に付知事より来状も有之且六日出発上京の予定

急に今朝出発の事に相成候に付昨夕出福知事え面会致し別紙（省略）小生内談覚書の要領談合右覚書は参考として知事え相渡し申置候処知事は熊本県囚徒を採炭に使役する事は至極賛成の意見に有之候得共国庫支弁と為りたる結果知事限りにて取計も出来申兼殊に看守不足にて急に決定する事に不相叶趣尚本県典獄に於ても当県下の採炭事業は逐日盛大と相成殆んど県下の特有事業に付可成之れを保護するの方針を取り福岡県に限らず進んで九州各県囚徒の内採炭希望の者を集め別に監獄を造り盛んに採炭に従事せしめ度との趣意にて先般其意見書本省え提出相成たる由に有之候得共本県知事より聞及し処に依れば熊本県にては囚徒を採炭に使役する事は廃し度様に聞及居るとの事に御座候前陳紫垣氏の口振りに依るも或は同県にては目下右様の内議有之候事ならんと存し痛心罷存候

上に付福岡県知事は今般上京の上篤篤と本省の意見を叩き囚徒工役上に付根本的方針のある処を究め可成採炭に使役する様致度との事に有之又集治監に於ても三池炭山の如き前年に於て翌年中の出炭予算を作り海外等売炭の約定締結致候事にて突然囚徒減員等の事ありては事業上非常の影響を受け売炭違約損害は不及申大に会社の信用を損し営業上非常の損害を蒙り候事に付後日若し如此事ある時は相当の期間を与え善後の手配を構する余裕を与えられ度旨縷々上申相成居候由殊に近來内務省等にては囚徒を採炭に使役するは不面白との意見も有之候由尚今般監獄は司法省の管轄に移され候等にては旁將來の大方針を確め絶對的囚人を採炭に使役する事不可なれば不得止若し從來の通り採炭業に従事せしむる以上は現在の分監を存するは勿論看守等も相当増員し盛に採炭に従事せしむる事と致度との事に御座候（以下省略）」。

(7)、(8) 『三池刑務所沿革』其ノ一

(9)、(10) 『三池刑務所沿革』其ノ二

「三井営業店重役会議事録」によれば、明治三十三年九月十四日、団琢磨は重役会で「台湾囚徒雇人ニ関スル件」を発議している。

「台湾総督府ニテハ同地囚徒六百人以上ナレハ三池ニ於テ就役セシメ得ル趣ナレトモ、内務省参事会ニ於テハ此議否決シタリト、依テ司法大臣ニ面会同省ノ意見聞合セタル処別ニ異論ナシ、又内務省ニ於テモ強テ反対スルコトナカラン、尤モ囚徒取扱上ヨリ彼は苦情ノ起ルコトナキカ、又使役ノ結果如何ナランカ、此等ノ点ニ就テハ熟考ヲ要スルコトナラント答ナリ、幸ニ勝立坑ノ集治監出張所ハ借受ケモ出来、囚徒四百人ヲ容レ得ヘキニ付、不取敢三百五十人（四百人中五十人分ノ余地ヲ病室ニ充ツ）丈ケ雇入レ、成績次第ニテ何時モ解約シ得ル条件ヲ以テ契約致可然哉、但此雇入ニ関シテハ台湾総督府ニ於テ司法・内務両省ト十分打合済ミ掛念ナキニ至リ取運ヒ可申見込云々陳述アリテ可然ト決セリ」（三井文庫『三井事業史 資料篇四下』）。

(11) 『沿革史』第七卷勞務課二 六八七―九頁。

V むずびにかえて

明治三十年代初頭まで三池炭礦の主力であった囚人は、その後急速にその地位を低下させる。囚人数は明治三十一年八三八名であったが、三十五年二七六名、大正二年には一八〇名に激減し、専ら宮原坑の採炭に従事した。

他方、明治三十四年以降、三池炭礦は直轄坑夫制の確立を急ぐことになり、多方面にわたって施策を展開することになるが、なかでも「坑夫募集仮規則」（明治三十四年）、「坑夫募集規則」（同三十五年）の制定は、募集機構整備の上で重要な役割を果たした。その後、基幹たるべき坑夫は、純朴な農民層へ募集の力が注がれ、三池化（郷化策）ともいうべき居住良化が実現されていく。

従来からこの時期の「技術面での変化、特に採炭における機械導

入に代表される変化は三池礦山における囚人労働の『意義』を三十年以後半に決定的に消滅させた⁽¹⁾との見解が有力であるが、妥当とは云い難い。確かに、地山採炭から柱引採炭への移行、蒸気捲揚機にかわる電動機の採用は一つの劃期をなし、採炭規模の拡大と坑夫需要を増大させた。それ故、それは囚人労働の地位低下を示唆していた。しかし、三池炭礦における坑内の機械化は、主要運搬坑道に限定されており、切羽における採炭・運搬労働は依然として、鶴嘴と雁爪・エブ等を用いる単純作業であった。採炭作業における機械化が本格化するのは大正末以降のことである。囚人にかわつて機械化に見合う労働力がまず要請されたのではなく、前述した如く、この時期における労働力の質的变化の契機となるのは外部的な要囚、すなわち監獄行政の変更であった。それが故、炭礦幹部はいち早く、この政策に対応すべく地方農民層に着目したのであった。

註

(1) 橋本哲哉 前掲書六二頁。

鎌田久明『日本近代産業の成立』、奥田八二『九州炭鉱業における労働関係の近代化―三池炭礦を中心にして―』（『日本近代化と九州』へ九州文化論集四）所収）、大里仁士『近代民衆の記録⁽²⁾』第四部解題も同様の見解に立っている。前掲の拙稿もこの点が誤っていた。

付記 本稿に使用した史料は三井鉱山株式会社所蔵のものである。史料の閲覧の機会を与えて下さった同株式会社、および三井文庫の方々に感謝の意を表します。